

島 振 協 第 1 6 4 号
令和 7 年 3 月 2 4 日

各市町村長 様
(情報担当課扱い)

公益財団法人島根県市町村振興協会
理事長 久保田 章市

デジタル技術・機器導入支援事業費補助金交付要綱の制定
について（通知）

このことについて、別紙のとおり制定しましたのでご承知ください。
なお、市町村デジタル化設備整備費補助金交付要綱は、令和6年度をもって廃止します。

記

1. 補助金の概要等

(1) 趣旨

行政のデジタル化を促進し、行政サービスの効率化、住民サービスの向上、および地域社会のデジタル化を推進するため、市町村のデジタル技術及び機器の導入を支援する。

(2) 旧事業（市町村デジタル設備化設備整備費補助金）との相違点

- ・令和7年度から令和9年度までの3年間で最大300万円までを一括申請することができる。
- ・県内市町村で導入されていない最新の技術や機器を試験的に導入し、行政サービスの改善や効率化を実証する経費への補助制度を新設する。

2. 施行日 令和7年4月1日

様式データは、当協会ホームページ内下記 URL からダウンロードしてください。

【URL】 <https://shinkoukai.shimane-ssjk.jp/member/d1/d103/24>

User/Password は共に「loginuser」です。